

令和2年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書

令和3年8月

備前市監査委員



本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和2年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和2年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和3年8月

備前市監査委員 小野田 隼 也

同 尾 川 直 行



# 目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	2
第6	報告等の表現方法	2
第7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	物品購入事務に係る会計年度所属区分が適正でないものについて	5
(イ)	財産に関する調書の表示が適正でないものについて	6
イ	予算の執行等が適正でないもの	7
(ア)	市債歳入の年度更正について	7
(イ)	支出負担行為事務の適正化について	8
ウ	効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの	10
(ア)	収入未済額における私債権の状況について	10
3	決算の概要	12

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和2年度備前市一般会計

令和2年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和2年度備前市土地取得事業特別会計

令和2年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和2年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和2年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和2年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和2年度備前市介護保険事業特別会計

令和2年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和2年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和2年度備前市駐車場事業特別会計

令和2年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和2年度に係る基金の運用の状況を示す書類

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和2年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査に当たっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分 of 適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

## **第5 審査の実施場所及び日程**

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和3年8月16日から同年8月20日まで

## **第6 報告等の表現方法**

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。

そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

## **第7 審査の結果及び意見**

### **1 審査の結果**

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。



## 2 意見

### (1) 総括意見

#### ア 意見の背景

備前市の令和2年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計325億729万余円、歳出計312億4384万余円となっている。

一般会計については、歳入230億194万余円、歳出223億9094万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、6億1099万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億3463万余円を差し引いた実質収支は、4億7636万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の20.6%を占める市税については、収入済額が47億4188万余円（調定額に対する収入済額の割合92.9%）となっており、元年度と比べ3億9623万余円の減少となっている。また、2年度における市税の収入未済額については、3億4719万余円となっており、元年度と比べ1億3827万余円の増額となっている。直近5年間でみると、元年度までは年々収納未済額が減少していたが、今年度増額に転じていることから、状況を分析し、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算額240億1049万余円に対し、支出済額は223億9094万余円（執行率93.3%）となっており、ここから翌年度繰越額8億2479万余円を差し引いた7億9475万余円が不用額となっている。元年度と比べ増減額が最も大きかったものは、教育費の6億8555万余円の増加、公債費の14億4423万余円の減少である。

備前市の2年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.447となっており、元年度と比べ0.003ポイント上昇しているものの、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、97.6%であり、元年度と比べ0.5ポイント上昇しており、財政の硬直化がより進行していることから、経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、次のような状況が見受けられた。

市の年度末の予算の執行状況については、会計年度区分を実際と異なる年度で処理している事態などが見受けられた。財産に関する調書については、2年度決算においても、記載漏れが認められた。そして、債権管理については、徴収が不可能な債権について、債権放棄することができず、長い間債権情報を管理しているものが見受けられた。

## イ 意見

令和2年度における決算審査の結果や、個別意見などを受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行に当たり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、昨年度に引き続き、会計年度所属区分が不適正な事務処理が行われたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、予算の執行に関して自ら年度末の執行状況などを検証することで、実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に、見直しをするなど適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

財産管理に当たっては、財産に関する調書は、市民から託された貴重な財産を市民に公表するものであることの重要性を認識し、公有財産や物品情報を記載する基準を作成するなど情報の透明性を図り、財産管理の適正化に努める必要がある。

債権管理に当たっては、市は、市民負担の公平性を図るため、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設け、債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

なお、監査委員は、今回の決算審査に当たり、財務に関する内部統制の機能強化のため、財務と内部統制を所管する部署を分離することや、会計管理者の体制強化をすることについて、組織体制の見直しの一つの方向性として検討する必要があると考える。

最後に、市は、子育て支援の充実、教育のまち備前の発展などの将来像を実現させるため、市民生活の向上や市内経済を支える取り組みを実施している。市が掲げる将来像を実現するためにも、市民が安心して暮らし、活躍できるための施策を推進する必要がある。

また、新型コロナウイルスによる現在の社会情勢を踏まえ、感染拡大を抑え込むとともに、その生活や経済を支援する取り組みを引き続き行うことで、市民に安心・安全な環境を提供する取り組みを推進していくことを希望する。

## (2) 個別意見

### ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 物品購入事務に係る会計年度所属区分が適正でないものについて

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

法によると、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものは、翌年度に繰り越して使用することができるとされている。施行令によると、歳出の会計年度所属区分として、物件購入費等の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度とされている。また、規則によると、物品の購入等を行ったときは、納品書その他会計管理者が適当と認める書類に検収しなければならないとされている。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり、出納整理期間となる3年4月及び5月の支出について3年度の予算執行も含む物品購入等に関する支出の状況を審査したところ、日生中学校において、1月22日に修理を依頼した物品が、4月14日の納品となっていたにもかかわらず、3月31日の日付けで検収し、2年度予算で36,080円支出していた。

このように、2年度中に発注をし、3年度に納品されたものについて、法令に基づいた年度を繰り越す事務手続きを行うことなく、実際の納品日より前の日付を検査日として記載し、物品が2年度に納入されたこととして処理したことは、法令等に違反しており、令和2年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物等については、前年度末現在高（以下「期首」という。）、決算年度中増減高（以下「期中」という。）、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和2年度の財産調書について審査したところ、建物の期中について、旧三石出張所（車庫、倉庫、駐輪場）や、頭島外輪海水浴場公衆トイレ、中村前バス停、日生駅前駐輪場を解体した面積345.07㎡があるにもかかわらず、期首の数値には、面積が含まれていなかったとして、期中の数値に面積を反映させていなかった。

したがって、建物に関して、本来、期中の数値には、解体した面積を含めるべきであるにもかかわらず、期首に含まれていなかったとして、相殺していることは、2年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであることから、記載に関する適正なルールや基準を構築し、正確に記載することが極めて重要である。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項を修正されたものが決算書に付されている。

## イ 予算の執行等が適正でないもの

### (ア) 市債歳入の年度更正について

市の収入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「会計規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

法によると、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖することとなっており、また、施行令によると、施行令及び施行令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定めることとされている。

会計規則によると、会計事務の取扱者は、法令、条例及び規則の定めるところにしたがい、厳正、確実かつ効率的にその事務を処理しなければならないとされており、また、会計管理者は、当該会計年度の出納を閉鎖するときは、当該歳入歳出について、収入簿及び支出簿の累計額と指定金融機関の出納の総額とを照合して、当該帳簿を締め切らなければならないとされている。

監査委員は、令和3年5月末締めの例月現金出納検査において、会計管理者から、2年度の出納を閉鎖する際、収入簿及び支出簿の累計額と指定金融機関の出納の総額が一致しない状況が報告されたことから、2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり次のような事態を確認した。

財政課は、市債3件321,400,000円を、収納代理金融機関の持つ市口座へ3年5月26日に入金させていたが、指定金融機関指定口座への入金が6月2日となった。このことについて、財政課は、会計規則は、収納代理金融機関で領収された債務が指定金融機関の出納に反映されなかった場合について、旧年度の収入とすることを一律に禁ずるものではないと解されるとし、また、「地方財務実務提要」では、収納代理金融機関が5月31日までに収納した前年度所属の歳入金は、年度更正手続きにより、旧年度収入とすると解説されているとして市長決裁を取り、会計管理者に年度更正を依頼し、会計管理者は2年度の収入としていた。

しかし、市は、会計規則の定めるところに従い、出納を閉鎖するときは、厳正、確実かつ効率的に収入簿及び支出簿の累計額と指定金融機関の出納の総額とを照合して、当該帳簿を締め切らなければならなかった。

したがって、法令等の範囲内としても、施行令及び施行令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、財務に関し必要な事項を会計規則で定めていたにもかかわらず、会計規則に違反していたことについては、事務処理上改善する必要があると認められる。

(イ) 支出負担行為事務の適正化について

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

市の支出は、支出負担行為を原則としている。支出負担行為とは、法で、支出の原因となるべき契約その他の行為としており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

規則では、支出負担行為を行うには、支出負担行為の内容を示す書類（以下「支出負担行為決議書」という。）を作成しなければならないとされている。そして、支出負担行為の変更又は取り消しをしようとする場合も同様とされている。

令和2年度における支出負担行為決議書を審査したところ、表1のとおり、支出負担行為額14件計18,965,704円に対して支出命令額17,193,806円となり、1,771,898円一致しない状況が見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

文化観光課は、備前焼伝統産業会館事務所（旧みどりの窓口）電気通信工事として、3年3月1日に支出負担行為決議書194,777円を作成していたにもかかわらず、3月25日に支出負担行為及び支出決議書194,777円を作成し、支出負担行為に係る部分が重複したまま、4月9日に支出していた。そして、3月1日の支出負担行為決議書を、変更又は取り消しをすることなく、未処理のままとしていた。

また、補助事業においては、交付決定額と、実績報告により確定した額が異なったにもかかわらず、支出負担行為に係る差額の変更又は取り消しをすることなく、未処理のままとしていたものが見受けられた。

したがって、支出負担行為の変更又は取り消しの必要があったにもかかわらず、これらを行っていなかったことは、規則に違反していると認められる。

表1 作成した支出負担行為決議書について、必要な変更または取り消しを行っていないもの

No.	所属部署名	件名	支出負担行為額 (円)	支出命令額 (円)	差額 (円)
1	文化観光課	備前焼伝統産業会館事務所 (旧みどりの窓口) 電気通信工 事 (注)	389,554	194,777	194,777
2	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ①	2,000,000	1,978,000	22,000
3	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ②	1,075,000	1,023,000	52,000
4	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ③	1,204,000	1,201,000	3,000
5	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ④	1,221,000	1,150,000	71,000
6	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ⑤	1,666,000	1,646,000	20,000
7	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ⑥	905,000	877,000	28,000
8	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ⑦	1,233,000	1,052,000	181,000
9	産業振興課	商業振興対策事業補助金 (商店リフォーム支援事業) ⑧	1,928,000	1,925,000	3,000
10	市民協働課	離島住民定期船利用補助金	2,995,130	2,195,060	800,070
11	市民協働課	区会等運営費補助金①	1,799,780	1,473,969	325,811
12	市民協働課	区会等運営費補助金②	1,152,100	1,130,500	21,600
13	市民協働課	区会等運営費補助金③	956,140	947,500	8,640
14	地域福祉連 携課	高齢者ふれあい事業補助金	441,000	400,000	41,000
合計			18,965,704	17,193,806	1,771,898

(注) 件名は、市の財務会計システムの伝票における名称である。

## ウ 効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

### (ア) 収入未済額における私債権の状況について

市の歳入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）及び民法（明治29年法律第89号）等に基づき行うこととなっている。

法によると、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とし、権利の時効による消滅は、その他の法律に特別の定めがある場合は、その法令の規定によるものとされている。また、権利の放棄は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決によるとされている。

そして、規則によると、市長は、既に調定した歳入の未収金について、法その他の法令により消滅時効が完成したとき、施行令の規定により債権を免除したなどの事由が生じたときは、欠損処分しなければならないとされている。

市の債権は、公法上の債権と、私法上の債権（以下「私債権」という。）に分類され、私債権の権利の時効による消滅は民法の規定によるものとなり、時効の完成等はしても、当事者が時効の援用をしない限り、債権の消滅はしないもの（以下「長期未収債権」という。）となる。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の審査に当たり、市の収入未済額1,399,513,572円のうち、長期未収債権を確認したところ、表2のとおり、171件計599,716,477円（42.9%）となっていた。

市は、これら長期未収債権を管理するに当たり、市民負担の公平性を図るためには、債権について、適正に徴収を行うことは当然である。一方、市では、私債権に係る債権管理に関する規程等がないことから、徴収が不可能な債権について、不納欠損処理がされず、長期間その債権情報を管理する状況が見受けられ、職員の事務負担増や効率性を阻害している。

したがって、市は、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。



表2 令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書における収入未済額のうち、私債権で長期未収債権となっているもの

所属部署名	債権名	時効対象者（人）	時効対象金額（円）
水道課	簡易給水施設使用料	2	30,189
都市住宅課	公営住宅使用料	51	13,248,322
都市住宅課	特定公共賃貸住宅使用料	1	483,500
都市住宅課	駐車場使用料	2	34,000
契約管財課	貸地料（普通財産）	1	1,100
税務課	住宅新築資金等貸付金	60	251,899,441
税務課	生業資金貸付金償還金	27	10,306,799
地域福祉連携課	高齢者住宅整備資金貸付金	1	731,000
地域福祉連携課	災害援護資金貸付金	11	3,366,178
社会教育課	奨学資金貸付金返還金	4	1,674,000
社会教育課	損害賠償金	1	913,500
総務課	損害賠償金	1	316,766,728
介護福祉課	第三者行為に係る損害賠償金	1	9,134
水道課	水道使用料	8	252,586
合計		171	599,716,477

### 3 決算の概要

令和2年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表3、表4のとおり、歳入総計325億729万余円（予算対比96.6%）、歳出総計312億4384万余円（予算対比92.8%）となっている。

一般会計については、歳入230億194万余円、歳出223億9094万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、6億1099万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億3463万余円を差し引いた実質収支は、元年度と比べ2億9299万余円（38.1%）減少し、4億7636万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は95億535万余円、歳出総額は88億5289万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は6億5245万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億3469万余円を差し引いた実質収支は、元年度と比べ1億5464万余円（42.6%）増加し、5億1776万余円となっている。

表3 会計別決算額

（単位：円）

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	23,001,944,576	22,390,947,540
国民健康保険事業特別会計	4,200,215,212	4,059,794,001
土地取得事業特別会計	23,242,391	23,242,391
三石財産区管理事業特別会計	4,976,026	1,991,578
三国地区財産区管理事業特別会計	7,745,495	1,356,138
浄化槽整備事業特別会計	22,198,610	19,826,894
後期高齢者医療事業特別会計	620,268,702	607,643,041
介護保険事業特別会計	4,225,697,396	3,885,542,695
飲料水供給事業特別会計	36,655,208	28,698,996
宅地造成分譲事業特別会計	14,034,697	12,967,465
駐車場事業特別会計	34,219,221	25,529,221
企業用地造成事業特別会計	316,098,968	186,306,622

表4 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,001,944,576 △ 0.6	22,390,947,540 0.4	610,997,036 △ 27.6	134,633,000 80.8	476,364,036 △ 38.1
特 別 会 計 合 計	9,505,351,926 1.9	8,852,899,042 △ 0.5	652,452,884 51.7	134,692,000 100.7	517,760,884 42.6
総 計	32,507,296,502 0.1	31,243,846,582 0.2	1,263,449,920 △ 0.8	269,325,000 90.2	994,124,920 △ 12.2

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

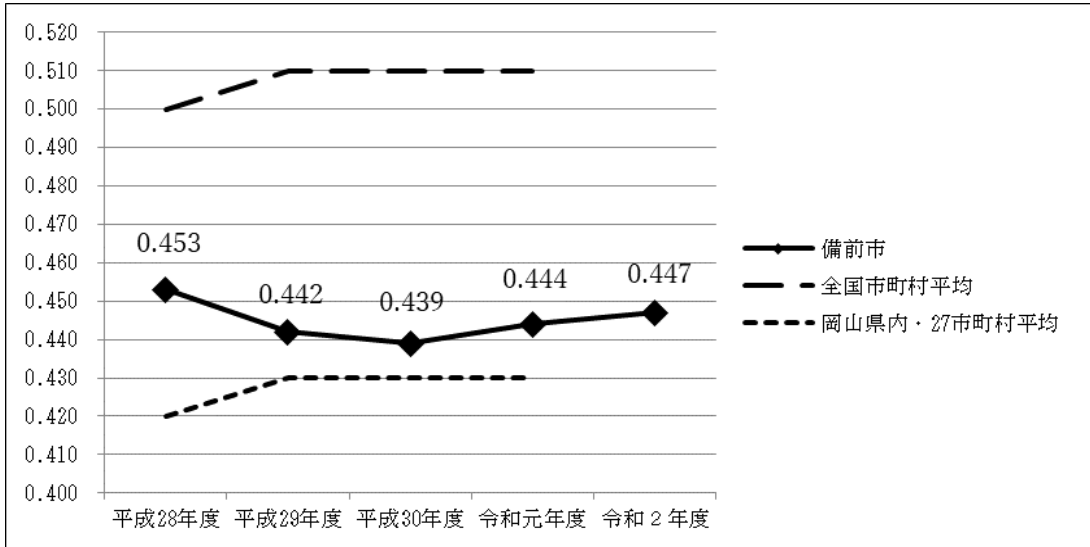
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	24,010,497,598	95.8	93.3
特 別 会 計 合 計	9,646,399,690	98.5	91.8
総 計	33,656,897,288	96.6	92.8

(参考) 令和元年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,141,750,444	22,297,919,567	843,830,877	74,468,598	769,362,279
特 別 会 計 合 計	9,328,116,001	8,897,893,109	430,222,892	67,108,690	363,114,202
総 計	32,469,866,445	31,195,812,676	1,274,053,769	141,577,288	1,132,476,481

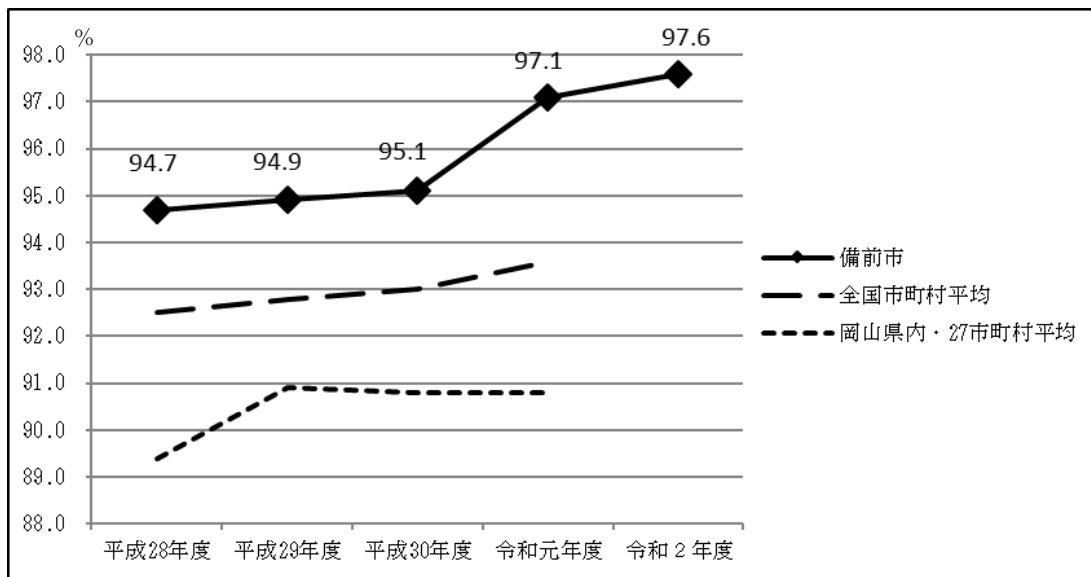
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和2年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和2年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

